

平成23年度第4回 住宅審議会 議事要旨

1. 会議名 吹田市住宅審議会
2. 議題 (1) 諮問  
吹田市住宅マスタープランの改定にあたってのめざすべき住宅政策の方向性について  
(2) その他
3. 開催日時 平成23年11月28日(月) 午後1時から
4. 開催場所 吹田市役所 中層棟4階 第4委員会室
5. 出席者 (委員側) 島会長 馬場副会長 梶川委員 足立委員  
和田委員 奥谷委員 玉井委員 藤本委員  
巽委員 小林委員
- (市側) 山中副市長 寶田部長 杉本次長 矢野室長  
高田総括参事 山岸参事 上辻参事 望月参事  
萩原参事 岡本課長代理 若林主幹  
木村主幹 千葉主査 前係員
6. 欠席者 越智委員
7. 公開・非公開の別 公開
8. 傍聴者数 0名

島会長)	定刻が参りましたので、ただいまから平成23年度第4回吹田市住宅審議会を開催いたします。 事務局から傍聴に関する報告を受けます。
高田総括参事)	本日、傍聴希望者はいません。
島会長)	始めに山中副市長から挨拶を受けます。
副市長挨拶	
島会長)	<p>それでは審議に入りたいと思います。</p> <p>前回の審議会において皆様のご了解を得て、副会長のご協力のもと作成しました答申案を、事前にお送りさせていただきました。</p> <p>あわせて、答申案に対するご意見をお寄せいただくようお願いしておりました。</p> <p>これについてはお手元にお配りしておりますように、本日までに3名の委員から修正案をいただきました。</p> <p>ただ今からの審議は、各項目ごとに意見交換を行う形で進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。</p> <p>また、具体・個別の制度や重点的な取組みなどについては、本答申を受けて今後作業が行われるパブリックコメントの素案の中で記述がなされることとなっております。</p> <p>事務局においてパブリックコメント用の素案のとりまとめが完了した時点で、改めて本審議会の委員に対し報告をいただけるとのことですので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは各委員から出された修正案について、事務局から順番に提示をお願ひします。</p>
木村主幹)	<p>会長・副会長が作成された答申案にたいして、3名の委員のかたから修正案をいただいています。まず、お手元の資料としまして「修正意見案」。これは、以前に送付されています答申案に、今回3名の委員からいただきました意見を反映した形で修正させていただいた資料になります。</p> <p>次に各委員からいただきました「修正案」を1枚ずつ、計3枚お配りしています。</p> <p>それでは修正案の項目ごとに説明いたします。</p> <p style="text-align: center;">(1)の修正案について説明</p>
島会長)	それでは、まず(1)の項目について審議を行います。
A委員)	安心・安全の安心をはずしたのは、なぜですか。
B委員)	安心・安全を一緒くたに引っ付けるのではなく、別々に項目立てした方がいいのではないかと提案したのです。いまや耐震補強とか、まずは安全でない

	<p>といけないということですから、安全な暮らしを確保するのが一番重要だと。で、2番目に安心な住まい、まちづくりということを提案しましたら、それが「(2) 居住の安定化の推進」の中の安心して住まうということに重なっていたわけです。</p> <p>(1) と (2) の項目の一部が重なっていたので、安全と安心を別々に項目立てしたらどうですかという提案をしました。そうしますと安心は (2) に書き込むということで、安全と分けました。</p>
C委員)	<p>根本的に尋ねたいのですが、今、各委員から原案に対する修正案が色々出ています。ここではその原案を修正しながら、こういうのがいいとか悪いとかいうのを審議していくのですか。</p> <p>案件で色々な意見があっても、今ここでどちらがいいか審議して案をまとめるということですか。</p>
島会長)	<p>そういうことですね。</p>
B委員)	<p>市から住宅審議会に諮問されているのだから、審議会のメンバーでそれに対しての答申を作成する必要があります。事務局はあくまでもお手伝いです。ですから、ここがおかしいから、こうすればとかいう提案があれば。</p>
C委員)	<p>わかりました。</p>
D委員)	<p>安心・安全はセットだと思っているんです。この委員会で何度か縦割り行政の弊害について発言させてもらっているのですが、この住宅審議会の答申のなかでその方向性は出したほうがいだろうという意味で、安全な住まいを確保するということが安心につながるという意味で、わざわざ安心をはずす必要はなくて安心安全な住まいはセットですという意味合いもこめて、「安心・安全な住まいの確保」というタイトルを提案させてもらったんです。それを、また縦割り行政のときにもどるのかということにもなります。</p> <p>論理上はここは安心、ここは安全とわけてもいいのですが、そんなふうには割れませんよという意味合いをこめてタイトルとしては「安心・安全」を提案しました。</p>
A委員)	<p>一般的にも吹田市民のなかでも、安心安全とセットで話していますし、我々も聞きやすく抵抗もない。かといって、行政の言葉遣いなのかと思って訊いたのです。</p>
B委員)	<p>私は、安全安心の安心は (2) の項目で一部重複することがあるので、方針ではすっきりまとめたほうがいいのかという意見です。</p>
F委員)	<p>(1) の下から4行目に「安心・安全性を確保するなど」という記述がありますが、それでしたら「総合的な安全性を確保して安心して暮らせるような効率的な取組を期待する」としたほうが、言葉的には綺麗だと思います。</p>
G委員)	<p>吹田市は安心・安全なまちづくり宣言をだしているのです、宣言をだしている</p>

	<p>以上、審議会からの意見としても「安心・安全」という言葉をあえて使うのもいいのではないかと、私は考えます。</p>
F委員)	<p>「住まい」は「暮らし」に替えたほうがいいと思います。</p>
G委員)	<p>別のところですが、下から4行目「活用する側の視点に立った施策のパッケージ化についても積極的」の部分消すという案が出ていますが、縦割り行政を排除していきましょうという議論のなかで、この施策のパッケージ化というのがでてきたと思うのですが、私もパッケージ化という言葉は分かりにくいと思うので、「各種施策の連携等」のような言葉に替えたほうが審議のなかでの縦割り行政をやめましょうという議論が、この答申に活かされるのではないかと思います。</p>
B委員)	<p>パッケージ化という文面に、私もすごくこだわりがあります。バリアフリー化するとき耐震補強もチェックするというようなことをしないと、結局バリアフリー化しても家もたないというようなことが起こる。両方しないと効率的ではない。だからパッケージ化というのをやめて、効率的にというのをいれたのです。</p> <p>縦割り行政を排除するために「活用する側の視点にたった施策のパッケージ化」というのがでてきたのですか。そうではないですよね。住宅をリフォームするとき、バリアフリー化と耐震化を両方チェックして活用するというような意味合いだと、私はパッケージ化の意味を理解したのですが、なにかそれ以外の意味があったのですか。それが良く分からないので、パッケージ化という言葉を省いて効率化としたのです。</p>
D委員)	<p>パッケージ化というのは、私も疑問なんです。こういうところにこういう曖昧な言葉をつかうべきではない。</p> <p>で、先程おっしゃったように、たとえば福祉と建築行政の連携としておくほうがいいのか。それが福祉との連携となると、耐震とバリアフリーだけではなく、他の福祉サービスもどのように盛り込んでいくかというようなことも情報提供としては入ってくるわけですよね。だからバクッと福祉と建築行政の連携というような言葉に直したほうがいいのではないかと。それは単に効率の問題ではない。市民がどれだけ生活しやすくなるかという視点にたってという意味であって、行政の効率化と捉えられるような言葉をだすべきではない。そういう風に捉えられるような言葉を使うべきではないと思います。</p> <p>吹田市が安心・安全なくらしづくりというのを推奨されているのだとしたら、そのように使ったほうが市民の総意を受けていますよという意味でいいのではないかと。</p>
B委員)	<p>私が提案したのは（1）が安全という項目であって、ソフト的な安心云々というのは（2）のうしろのほうに入れられるかなという意味で、解釈してい</p>

	<p>たのですが（１）のほうに安心・安全と両方入れるのでしたらD委員のいわれるようにソフト的なことも入ると思うんですが、安全というハード的な側面を強調するようなところを（１）にというのが私の提案だったので、いわゆるバリアフリー化と耐震化を住宅リフォームをするときにはチェックするというようなことの意味で、効率的な取組ということを提案させていただいた。</p>
島会長)	<p>ほかに意見はありますか。</p> <p>それでは次「（２）居住の安定化の推進」についての修正案を事務局から提示してもらいます。</p>
木村主幹)	<p>（２）の修正案について説明</p>
A委員)	<p>E委員の修正案の「（２）４行目～」の４行目に「これら公的賃貸住宅が」とありますが、この「が」というのはこれでいいのですか。</p> <p>文章を読んでいく中で住宅同士がというのは。</p>
D委員)	<p>住宅を供給している供給元が、ですよ。</p>
A委員)	<p>建物がやるわけではないですよ。</p> <p>事業者かあるいは利用者なのか。どちらを意味しているかということですね。</p>
山岸参事)	<p>E委員は本日公務のため欠席ですが、この修正案についてうかがっている内容であれば、事業者間の連携のようにお話をされていました。</p>
A委員)	<p>事業者ですね。わかりました。</p>
F委員)	<p>指定管理者制度の導入とありますが、例えば市営住宅とかで導入事例とかはあるのですか。</p>
B委員)	<p>だいたい吹田市が1100戸の市営住宅ですよ。とすれば、似たような1300戸で指定管理者制度を導入しますと、色々な提案がされます。具体的にどんな提案かという、もっと大きなところでは助け合いの組織を作ったりという提案もあるのですが、同じような規模のところでしたら管理事務所にヘルパーを対応させる。各戸の家賃徴収のときに月1回高齢者の巡回もする。また、管理事務所は土曜日も開いている。そういうように民間の指定管理者になりますと、色々な提案があって、サービスが良くなって、居住者にアンケート調査をすると7割が満足しているというように満足感も上がり、不満も減ってというような結果が出ています。なので、居住者にとってかなりプラスではないかということがあります。また、市営住宅の居住者だけではなく、市としても担当の人員を減らすことができるというメリットも出てきます。</p> <p>指定管理者制度で、その管理者である企業が、管理事務所の人にヒアリングもしますし、チェックもします。居住者にアンケートもとります。そうや</p>

	って見ていけば、やはり満足度が高い。サービスも良くなる。
F 委員)	財源はどこから出ているのですか。
B 委員)	市です。
F 委員)	市がそれを委託するのですか。
B 委員)	そうです。指定管理者にすると、だいたい市の費用の7割くらいだといわれています。
F 委員)	福祉施設とかそういうのには財源投入は必要なんですけど、市営住宅となってくると。本来であれば自分達で管理費とか集めてというものであって。
B 委員)	いや、それが安くなるんですよ。 だって人件費がかかっていますよね。その仕事をほかに振り分けられるんだから。人員が少なくて市の市営住宅の担当者が減ります。で、市営住宅の居住者の満足度が上がるんです。サービスが良くなって。コストだけだったら言いませんが、コストだけの問題ではなく、サービスが良くなって満足度が上がるんです。
F 委員)	でも私は反対に、それだったら民営化を進めたほうがいいなと思う部分があります。実は現状のなものでいえば、ある市営住宅では入居者組合を作ったけれど、中でガチャガチャになって解散してしまって、普通でしたら例えば共同部分の電気代とかは入居者組合で集めていただくとか、掃除とかも入居者組合の中で会費を集めて、そこでやってもらうというパターンなんですけど、結局そういうことも守られていない住宅もあるんです。
B 委員)	それは自治会ですね。
F 委員)	自治会でもそこだけの自治会ではなくて近隣を含めての自治会の地域なので、そういうところがややこしいところもあって、だから指定管理になってくると。本来であれば払うものを払ってもらって、それを受けるのならいいけれど、払うものも払っていないところに。 だから今も結局、共同部分の光熱水費を集めているだけで、会費も集めていないんですね。事務局からその住宅の状況を説明をしてください。
寶田部長)	F 委員が今おっしゃっているのは、入居者自らが費用負担をしなければいけない共益費等の徴収業務についておっしゃっているわけです。 指定管理者というのは基本的には行政側が本来管理する部分を、指定管理者にという意味ですので、F 委員がおっしゃっている部分も含めての枠での指定管理という対応もあるかとは思いますが、それは区分してご議論いただきたい。
B 委員)	家賃の徴収も徴収率がアップするんです。それだけ住戸に行きますから。行って家賃を徴収するだけではなく、そのときに巡回も入れていくわけです。だから、家賃の徴収率もアップする。

F 委員)	それはどこの市町村ですか。事例はありますか。
B 委員)	尼崎市、神戸市がやっています。宝塚市もやっています。次々とやっています。
D 委員)	<p>居住者のテナントデモクラシーみたいなものが公営住宅で中々うまくいっていない。おんぶに抱っこが多すぎる。なので「住民自らの力で住みやすいコミュニティを形成する機運を高めていくことも重要である」のなかに、その意味合いは含まれていると思うんです。で、指定管理者制度については、今ここで議論してもまとまらない話で、この答申のあと具体化のところで喧々諤々やっていたら、テナントデモクラシーを浸透させることと同時に、良好な公営住宅管理とはどうあればいいのかという議論をする項目として置いておけばどうですか。</p> <p>唐突にここに出てきて、この委員会でまとめようというのは、B 委員がいわれている意味はすごく分かるんです。実態として、そういういい例がでてきているのは分かるんですが、まだやはり先に議論することがあるのではないかな。</p> <p>一方的に、なんでもおんぶに抱っこで管理したらいいじゃないかという目線でいくのか。それとも、住民のそういう自治力とか居住管理能力を高めていくことが先なのかというのは、物凄く議論が分かれそうな気がするんです。ただ、指定管理者制度そのものは国の政策のなかで、民間に仕事を作っていこうという機運のなかに位置づけられているというのはありますから、放っておいても吹田市でも多分導入されると思います。</p>
F 委員)	極端なことをいいますと、今の市営住宅をそこの入居者組合にあげますといったほうが、将来的にはお金が掛からないんです。
D 委員)	<p>かもしれません。</p> <p>そういうのがあるので、どっちかというところ、ここで唐突に入れてしまうのは間違いなのかなと思っています。</p>
F 委員)	私はもうそれだったら、民営化の導入も入れたいなというくらいです。でも本当、後々のことを考えると入居者の皆さんにあげますといったほうが後々の費用が掛からないです。絶対にその方が。
H 委員)	<p>D 委員がおっしゃったように後の議論ということでしたら、ここに書く必要はないと思います。タイトルは居住の安定化の推進ですし、公平性の確保という最初のおりで充分だと思います。</p> <p>そもそも、これはくらしとか住まいのマスタープランですよ。管理運営のことまでを記述したプランを望んでいるのですか。そうではないですよ。以前の答申をみたり、プランを見てもそうでもないですし。そこまで話をしだすと賛否両論になるような気がします。答申をだすために今まで審議</p>

	<p>会が開かれて意見をだして、答申案がでてきたわけです。だから、新たにだされたことに対して、また意見をだしてとなると、結局は両論分かれていく答申になるかと思うので、後での議論というのであれば、申し訳ありませんがこの部分については訂正する前のままでいいと思います。また、さっきのコミュニティのところも最後の部分で書かれていますから、住んでいる人たちでというのであれば、最後の文章で十分答申にはなっていると思います。指定管理については別問題だと思います。</p>
G委員)	<p>この文章の流れからいくと、家賃滞納とか収入超過者や高額所得者の入居が抑えられるんじゃないかという意味を踏まえての指定管理者制度の導入だと思うんですが、実際、指定管理者制度にすると、家賃滞納者に対する強制退去とか、そういう法的な手続きとかも全部委託して積極的に進んでいくということになるんですか。</p>
B委員)	<p>ちょっといいですか。指定管理者制度というのは家賃の徴収率を上げるということで提案したのではなく、サービスが良くなるんです。で、居住者の満足度も上がるんです。</p>
G委員)	<p>それは分かります。民間の活力を導入することによって良くなるのは分かるんです。が、この文章を読まれたかたが、ここで指定管理者制度というのがでてきたときに、そこまで思いが働かずがなくて、この文章の流れで指定管理者制度を取り入れるということは、結局はそういった入退居管理の強化とか家賃滞納者の家賃徴収とかの話の流れで出てきているので、民間の経営によって住民の満足度が上がるというのは別のところに書くべきであって、もし、ここで書くのなら指定管理者制度を使う意味は家賃の督促であるとか、そういったことを積極的にやっていくという意味だと思うんです。この文章のなかであれば。</p> <p>この段落で指定管理者制度をだすのであれば、そういった効用、指定管理者制度を導入することによって、積極的に今の問題が解消される可能性があるのかどうかというのを、事務局に伺いたい。</p>
高田総括参事)	<p>国からの通達・通知によりますと、軽微の管理運営につきましては指定管理者にお願いしてやっていただくのは可能ですが、本来行政がやるべき内容、たとえば家賃の決定であるとか承継の範囲を狭めるとかというようなことにつきましては、当然市営住宅条例そのものは残るので、家賃滞納等の明け渡しの請求等そういった法的な部分については、全て市がそのまま継続してやることとなります。指定管理者の業務は、そういうものについての文書の発送であるとか、家賃を各戸に徴収に廻られるとかいうような補助的な業務に限られるというふうに理解しています。</p>
F委員)	<p>現状を知っているものとして言えば、これ以上サービスを向上させるとか、</p>

	<p>そういう上げ膳据え膳的なことは、納税者の理解をどこまで得られるかというのが問題。</p>
B委員)	<p>指定管理者のサービスは、孤独死とかそういうのを防ぐのですよ。</p>
F委員)	<p>その部分で必要になってくるのが、やはり入居者同士の繋がりであって、入居者組合であったりフロア会というような、きめ細かい組織をご自分達で形成していただくことが必要だと思うんです。それでいったら、やはり我々のように自分達で住宅を構えて固定資産税も払ってというような一般の納税者からいえば、納得できるかどうか。どちらにしても、公営住宅は吐き出しなんです。絶対に元は取れないんですから。そういう部分を考えると、他の市民の理解は得がたいかなど。本来でいえば、やはり自分達で自浄能力、悪い部分を自浄していただいて、良い部分の効果を発揮してもらうような指導を強化する必要はある。今でも無茶苦茶というところがあります。現状を見に行けば、ぞっとするくらい掃除もしていないし、そこらじゅう吸殻だらけ、壁なんかもバットかなんかで割って壊してとか、エレベータからバイクに乗ったまま出てくるとか問題は色々あります。</p>
B委員)	<p>提案なんです、私は他の市のヒアリングなどをしていて指定管理者制度が良いというのは絶対言えるんですが、吹田市には時期尚早のようですので「指定管理者制度の導入も視野に～」というのを取り下げます。</p> <p>ただこれは方針ですから、今後本文のマスタープランには書いていただきたい。方向としては絶対にこれはコストダウンになるんですから。税金がなくて、良いサービスが得られて、居住者が満足して、家賃の徴収率が上がってというようなことなんです。だからこれは是非マスタープランの本文のほうに入れていただきたい。</p>
島会長)	<p>それでは、それでよろしいでしょうか。</p> <p>では次「(3) 環境負荷の低いくらしへの転換」についての修正案を事務局から提示してもらいます。</p>
木村主幹)	<p>(3) の修正案について説明</p>
島会長)	<p>まずこのタイトルについてですが。</p>
B委員)	<p>負担を残さないといったらマイナスの面が強いから、もっと積極的な明るい未来というか、それを強調したい。</p>
H委員)	<p>私は「継承する」だったらなんでもするかもしれないけれど、「継承できる」という時点でいやなものを継承しようというわけにはならないと思うので、「負担を残さない」よりは良いと思います。</p>
G委員)	<p>「低炭素社会を実現するための住まい・まちづくり」とか簡単にしてしまったてはどうですか。吹田市は2050年までに75%削減という目標を掲げて</p>

	いますので。
B委員)	「低炭素社会」というのと「環境負荷の低い」というのが重複してしまうんですね。それが気になるんです。 でも、あえて強調するために表現を変えてサブタイトルとするということで、良いですね。
島会長)	では、今のところはそれでいいですか。 あと(3)の項目で他にありますか。
D委員)	E委員の修正案は色々なところに心配りされていて、問題のないような修正案だと思います。B委員の修正案は激しすぎる表現を柔らかくしたらということ、国語的文脈において同じ繰り返しをしないようにというご意見だと思います。お二人ともいい修正案をいただいたと思います。
島会長)	よろしいでしょうか。  それでは次「(4) 豊かな住空間の実現」についての修正案を事務局から提示してもらいます。
木村主幹)	「(4)の修正案について説明」
D委員)	E委員の修正案は読みやすくなったと思います。
B委員)	タイトルが「豊かな住空間の実現」ではあまりにも大きすぎるので、ここに書いてあることが何かということを絞り込んで、そのままをタイトルにしたらどうですかという提案です。 「豊かな」というのは、住生活基本法が出来たときに「豊かな住生活へ」というような曖昧模糊としたものが出てきた影響だと思うのですが、私としてはそんな言葉よりここに書いてある内容、つまり、住まいとくらしのミスマッチが起こっているのをそれをマッチングさせることが重要であるということ、そのままタイトルにしたらどうですかという提案をしました。
島会長)	なにかご意見は。
F委員)	(4)の下から5行目くらいのところであるんですけど、要するにそこが常に清潔で綺麗にされているとか、そういった区分での建物の維持管理とか改修とかという。結局モラルの向上とかモラルの徹底とかいうか。そういう各々居住者の常識の指導、指導とかいうか、しなければいけない点が多々あるんです。いくら良いものを造っても、真新しい住宅が今やゴミだらけになっている。
B委員)	それは市営住宅の話ですか。
F委員)	市営住宅。
B委員)	ここは市営住宅だけではなく、住宅全体ですね。
F委員)	その幅広いところでいくと、これも意識啓発指導ですね。

B委員)	<p>今までは画一的に3LDKとか2DKとかそういう形で供給されてきましたが、実際は単身者とか高齢夫婦世帯とかシングルマザーなど、そういうシングルファミリーが多くなってきているから、それと住まいがマッチングできるような形で考えていきたいと思いますということだと思います。</p> <p>住宅の種類も公営住宅だけではなく、UR、公社住宅、民間、一戸建ても含めてのかなり大きな枠組みで、実際の暮らしと住まいが合うような形の居住をしていくことが重要だということだと思います。</p>
F委員)	民間に対して発信するといったら、どういう手立てがあるのでしょうか。
B委員)	<p>実際の暮らしに応じて選べる住まいというのは、例えば、高齢者になって介護付きまではいかないけれども、ちょっとしたサービスがついているような高齢者住宅であるとか、シルバーマンションとかグループホームとかが、公的なものだけではなく民間でもかなり供給されていますので、そういった住宅のなかから暮らしに応じて住まいを選べるという。ミスマッチになっているのをマッチングさせようという。だからマッチングをうまく日本語にしようとする、どうなるか。</p>
G委員)	そういう考えでいくと、多様化した生活様式への適合とか多様化する暮らしへの適合とか。
D委員)	まとめるために発言します。耳障りがいいかどうか聞いてください。「多様化した生活様式への適合」
B委員)	生活様式だけではなく、家族構成自体が変容しているところをいいたいんです。
G委員)	不動産会社の感じだと「多様化するライフスタイルへの～」となるのですが、ライフスタイルという言葉はあまり好まれないので、「生活様式」と言ったのです。しかし、イメージ的にはライフスタイルのほうが「世代」といった部分も含まれるように思います。
F委員)	これは行政として目標とすべきところを指していくのか、または、対市民への意識啓発を主として項目を入れるのかで大きく変わってくるんです。この部分でいうと、行政の縦割りの撤廃というのが一番大きな点です。児童福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、産業政策その他諸々が横断的に機能していないと豊かなまちづくりが出来ませんよという重要な部分ですので、どちらに対して言うのか、どちら共に対しての課題提起というか目標設定というような位置づけでこの項目が必要だと思うのですが、現在の案はその目的には成りえていない。タイトル以前の問題ですが。
B委員)	F委員が言われたこととD委員が言われたことの連携の意味、縦割りではなく横の連携で対応していかなければいけないということは、全体の前文として入れてはどうでしょう。

D委員)	<p>もう一度聞いて下さい。</p> <p>「(4) 豊かな住空間の実現」が余りに抽象的過ぎる。ここで狙っているのは20世紀型の住宅供給では駄目で、色々なライフスタイルの方がおられて、今や核家族は少数派になっている。そこで、新しいライフスタイルを意識するようなことを考えさせよう。そういう住宅供給とくらしの作り方を言おうとしているんです。それを一言で言おうとしたら、「多様化した生活様式」で言えていると思うんです。「多様化した生活様式への適合」でもいいし「対応」でもいい。</p> <p>なので、「多様化した生活様式への対応～くらしに応じて選べる住まい・まちづくり」でどうですか。</p>
B委員)	生活様式はライフスタイルですよ。ライフスタイル+ライフステージにも対応しているという意味を入れたいんです。
D委員)	それは生活様式ではないですか。
B委員)	入っていますか。生活様式はライフスタイルですよ。ライフスタイル+ライフステージを生活様式と訳しますか。
F委員)	要は需要に対してきちっと供給できるということを言いたいのですよね。
B委員)	いえ、色々な段階の方々とか単身・夫婦世帯とかファミリーに対して。
島会長)	<p>ちょっとここは後ほどにしましょう。</p> <p>それでは次「(5) 吹田らしい魅力の醸成」についての修正案を事務局から提示してもらいます。</p>
木村主幹)	「(5) の修正案について説明」
D委員)	<p>E委員の修正案は読みやすくしていただいた。「高齢化の進行によるコミュニティ活動の停滞」それはそのとおりです。で、「府営住宅をはじめとする公的賃貸住宅～」のところを「千里ニュータウン地域の再生に向けて」と書いておられますが、これはおそらく府との協議が必要ですよという文脈が、このなかで見て取れる。話し合って結論が出た状況ではないのに、「府営住宅をはじめとする公的賃貸住宅団地をニュータウン地域の核としてとらえ」と書いてあるのを、ちょっと待ちなさいといって修正されているのだと思います。そういう意味では、整理されていない課題を整理して、次の段階で議論しようという意味の修正かと受け取りまして、この修正案の文章はすっと読める文章になったという気がしました。それから、B委員には非常に申し訳なかったのですが、学生と集合住宅の街がこの吹田市の特徴だと言っているのに、集合住宅のなかの分譲住宅に対する支援策が全然書かれていなかった。単純に抜け落ちてしまったのだと思いますが、加筆していただいております。</p>

G委員)	<p>私が出させて頂いた少子化対策や生産年齢人口の呼び込み策を検討するといった修正案ですが、修正箇所も示さず抽象的過ぎまして、この答申案を読んだときに反映されているかどうか分からないので、もし私の修正案を答申に反映させて頂けるなら、(5)の文章「市域全体で、住宅供給事業者が～検討していく必要がある」の後に入れていただけたら非常にありがたいと思います。</p> <p>少子化対策を意見として載せるのであれば、もっと具体的に書いたほうがいいのではないかという思いです。</p>
D委員)	<p>入れようとする、タイトルとしてご提案いただいた「多様なライフスタイルという生活様式」のところに「また～」として、少子化対策を加筆するのもひとつの手ですね。</p> <p>前文に入れてもいいような気もしますが、何処が良いでしょうか。</p>
G委員)	<p>前文はちょっと厳しいですね。私は(5)の「また、本市の居住形態の特徴として～」の上あたりに。</p>
B委員)	<p>それは違うんじゃないかな。</p>
I委員)	<p>前回は発言させていただいたと思いますが、少子化対策や生産年齢人口の呼び込み策としての家賃補助は、効果がどれだけあるか疑問に思っていて、私も外から吹田市に移り住んできたものとして、非常に吹田市は住みやすい街です。多分魅力が元々あって、それでも人が来ないのは関西全体の経済が沈下して働き口が少ないとか、そういう意味で皆出て行って吹田市の人口が減っているんだと思うんです。こういう補助とかで根本的な解決はできないと思っているので、ここまで書き込む必要はないというのが私の意見です。</p>
G委員)	<p>私の考えは、他市はこれから何処もそういう政策を打っていくだろうということです。私の友人にも若い新婚世代がいて、何処で選ぶかということまずは新婚補助があったら移りやすい。修正案はすごく具体的に書いていますので、この項目は外していただいてもいいですが、やはり若い世代が増えていかないと街の活性化は絶対に図れない。高齢者に優しいまちづくりというのはたくさん書かれているんですが、若者に対する支援というか具体的なインセンティブがなかなか無いので、そういうものをもう少し反映させたほうが良い。若い世代をこの吹田市に流入させるような、そして、暮らしやすい、引っ越していかない、たとえ引越すとしても吹田市の中がいいよねという話になるような形で委員として意見が出せればと思っていますので、私としては是非入れていただきたい。もちろん若者の世代が全体的に減ってきているということはあるんですが、それでもこどもを増やしていかないと街、それこそ国自体がどんどん衰退していくので、それに抗っていくのが政治の仕事だと思っています。</p>

D委員)	少子高齢化というのは、産業構造からなにかから社会の仕組み全部を変えないと少子高齢化からは免れませんよ。家賃補助では対応できません。
G委員)	それを吹田市においては、他市から引っ張り込んでくるという意味です。
D委員)	前回 I 委員からでた、吹田市だけが勝ち組になるような施策を打てという意見ですか。
G委員)	でも、私は吹田市の議員でありますから、吹田市の繁栄を目指していかなければいけません。そういう面でひとり勝ちになると言うなら、他市も対抗してやっていただく。そうすると、どんどん若者が住みやすい街が増えていくということで、それが競争だと思います。
D委員)	若者が増えない社会なんです。
G委員)	若者が増えない社会というのを前提にするから駄目なのであって、私達は増やしていかないといけないということ、社会の構造とかを変えていかないといけないという提言をするのが仕事です。 なので、市の政策としても若者を増やす努力をしていきたいと思いますとか、少子高齢化に歯止めをかけるような政策を打っていきたいと思いますということを是非やっていただきたいという思いで、この住宅マスタープランにもそういった記述をしていただきたいんです。
F委員)	人口流入状況の分析をみたことがありますか。
G委員)	どこのですか。
F委員)	40歳台以下の子どもを含めての人口というのは、他市と比べて吹田市は流入人口がかなり増加しています。
G委員)	だから、もっと進めていきたいと思いますということですか。
B委員)	家賃補助は新婚世帯だけではなく、民間の住宅を借りて家賃補助という方向でやっていかないと、現状として空き家がどんどん増えているから、それに対応していく必要があるだろうとは思っていますので、それは書いたほうが良いと思いますが、どこに入れるかは。 もう一点、結構府営住宅だとか供給公社などの建替に伴い余剰地・再生地として土地が民間に売却され、マンションが建って人口は増えています。もともとマンションの人はマンションに建て替えるし、そうした余剰地・再生地という形でも増えてきているから人口は増えているんだけど、なおかつ新婚世帯をとというのは公営住宅のところに入ってくるのかな。それとも、居住の安定のところかな。 住宅セーフティネットというのは高齢者だけですか。
D委員)	「高齢化率を抑制するために」というのは、非常に恐ろしい言葉ですね。
G委員)	いや、そういう意味ではなく。高齢者は間違いなく増えていきます。だから全体を増やしていこうと。

F 委員)	都市計画的にみたら、すごいお金がかかる。
G 委員)	<p>そうですね。新しく学校も建てなければいけないという問題もあるのですが街の発展とかを考えると、そういうものに投資をしていくほうが未来や夢があっというのではないかという考えを持っています。</p> <p>それこそ開発業者が無計画にマンションを建てて、マンモス校になって、どうにもならないということもあるでしょうが、それでも積極的に対応していこうという。</p>
F 委員)	都市経営的にいえば、そういう流入してきた人たちの定住化率を上げていかないと採算は取れないんです。ただ、その定住化率が高くなってニュータウンの失敗みたいなものもあるので。そのあたりのバランスをもっと考慮していかないと。一概に産めよ増やせよ的な形のものというのは。
G 委員)	色々バランスはあると思うのですが、そういった文言をひとつ入れておくことによって、街としてそういったことを意識して政策をもってくださいという提言を私としてはしたい。
B 委員)	<p>若者が活動しやすい。新婚世帯の家賃補助というのを是非入れたいということですので、若者が住みやすい街にするというようなところを、大学の下くらいにいられますか。それとも、居住の安定化の推進のところか。</p> <p>G委員の修正案の全文ではなく一部をいれるというかたちでどうですか。</p>
A 委員)	G委員の全文をいれないという考え方でいいかと思うんですが、私自身は補助という言葉、あえてここで出すというのは大変厳しいものがあります。あまり喜ばしてもいけないなという部分があるので、その言葉を削除してもらいたいというのと、いい案だと思うので、できたら(4)の最後の段落あたりの文章につなげられる程度でいれてもらったらどうかと思います。
H 委員)	<p>悪いことではないと思いますし、家賃補助そのものがあかんとは思わないんですが、具体的過ぎます。だからマスタープランのなかで具体化すればいいと思うんです。だから例えばですが「子育てしやすい」とかバクッと。</p> <p>色々なライフスタイルがあるというのは今まで意見として出ていますし、具体的に家賃補助がどうか活動しやすいとかいう具体化はマスタープランのなかですということにして、多様化する生活様式のなかにそういうことも含んでいるというようなことを入れたらいいと思います。</p>
B 委員)	<p>(5)のE委員の提案で消された箇所「府営住宅をはじめとする公的賃貸住宅団地を」というところで、情報提供です。府営住宅も5つか6つに分割して指定管理者制度の導入が決まったんです。</p> <p>詳しくは知らないんですが若干聞いているのは、指定管理者への応募条件として、提案条件に例えば身障者を採用するとかいうことも入っていますし、先程言っているような色々な提案があります。</p>

	府営住宅も指定管理者制度を採用して業者も決まりましたから、府営住宅の管理をこちらに移行するとかいうのが、今はクェスション・マークになっていて吹田市とまた詰めるにしても、指定管理者はもう決まっています、それは多分4年とか5年の契約ですから、それをそのまま受け入れるのか、それとも5年後の移管になるのかはわかりませんが、事実として指定管理者は導入、そしてその業者も決まっています。
F委員)	吹田市の府営住宅もですよ。
B委員)	そうです。だから吹田市はどうするかということがでてくる。
F委員)	ただ、サービス向上とかいうのは。
B委員)	色々面白いんです。要するに提案条件として、自治体のほうからは地場の業者を使うということを優先条件に入れているんです。雇用の確保ですよ。そういうこともあるんです。
F委員)	もちろん、指定管理はだいたいそうですよね。
島会長)	活発なご審議ありがとうございました。以上でお寄せいただいた修正案についての審議が終わりました。それでは、少々お時間をいただき答申案のとりまとめを行いますので、暫時休憩とさせていただきます。再開は3時10分とします。
	休憩
島会長)	それでは再開いたします。答申案につきまして修正箇所の整理が完了しましたので、事務局から朗読していただいて確認してまいります。
木村主幹)	修正した答申案を朗読
島会長)	以上の内容でよろしいでしょうか。
H委員)	ひとつだけ。最後の「具体的施策を持って若者の流入を図り」という部分は、上に別にあるものとさして変わらないような気がするんですが、なぜ、わざわざこの一文だけ足してあるのですか。その確認はされていませんよね。上に「定住・定着させるためのしくみが望まれる」と、「取組を進める」という文もあるのに、なぜ同じことを繰り返す文を足してあるのか。今までそういうふうに答申の文章が重なっている部分は削ってきているのに、なぜここだけ同じことを書くのか。
D委員)	G委員が、どうしてもその文章を入れて欲しいとおっしゃっていました。
H委員)	入れて欲しいと言えばなんでも入るのですか。
D委員)	そんなことはないですが、委員長がそれを受けて入れられた。
B委員)	この2行は違和感がありますね。

A委員)	<p>おっしゃっておられるように最後にこの2行を入れられたのは違和感がありますし、若者の流入だけじゃないですよ。若者というのはどこまでだということもあります。30歳でも若者かもしれないし、40歳でも若いという人もいるかもしれない。40歳で結婚したら、その人たちにとっては新婚なんですよ。だから、年齢とか若者とかいう言葉遣いは非常に無理があると思いますから、この最後の文章はいらないと思います。私がさきほど提案しましたように(4)の中で「少子高齢化が進む中で」といっているので、G委員の言葉を入れるのであれば、ここに入れてあげたらそれで通るのではないかという気がします。</p> <p>例えば、(4)の多様化した生活様式の対応の5段目「環境が望まれるようになってきている」の後に「このような状況であるので生産者年齢人口や幅広い住人が流入しやすい制度づくりなど」というように修正してはどうかと思います。</p>
D委員)	もう一度おっしゃってください。聞き取れませんでした。
A委員)	いや、聞き流してください。もし、それで良かったら、また言いますので。まず、そんな風にして変えて入れられるかを議論しましょう。
島会長)	(4)の後半にということですね。
B委員)	(5)の最後には入れないほうがいいと思います。 入れるとすれば、A委員が言われたところですかね。
島会長)	そうしましたら、(5)の最後の二行を改めて(4)の後半に持っていくということで、私からG委員に話しをするということでもよろしいですか。
F委員)	どうやって入れるかというのを決めないと。
A委員)	皆さんがおっしゃってられるように文言自体を全部入れられたら困るわけです。(5)で関連のことを言っているんで、この文言はいらないと思います。
B委員)	あえて入れる必要は無いと思いますので、私はこの2行を削るという案が良いと思います。
D委員)	議員が中心になる委員会なので、強調して言われたことは入れておいたほうがいいと思います。
F委員)	別に議員中心ではないです。
D委員)	市民代表のかたの意見は入れるべきだと思います。
A委員)	これは審議会ですから、皆さん一緒の立場です。
H委員)	<p>私は別に駄目な意見だと言っているわけではないです。この二行に関しては、上の文章で同じようなことが書かれていますので、繰り返す必要はないということで発言しているんです。</p> <p>上に同じようなことが書かれているのに、なぜ、ここだけあえて同じことを最後の二行を書かなければいけないのかということになる。</p>

	<p>上に同じような中身があるから必要ないのではないかとやっているのであって、G委員が強調したからというのだったら、ちょっと意味は違うのですが、私もB委員がおっしゃったように、この二行は既にちゃんと全部書かれていることですから必要ないと思います。</p>
D委員)	<p>前に進むための意見ですが、G委員に、一応その部分は皆さんの総意で削りましょうということになりました。が、あえて入れるなら(4)の後半くらいということをお伝え頂いて、その文言は会長に委任するということができればでしょうか。</p>
F委員)	<p>ただ、(4)の「たとえば」というところからは、住み替えが促進されれば広いところを子育て世帯が有効にとかいうように、すごく具体的なんです。この具体的な文の前に入れると、話がちぐはぐになります。</p> <p>「たとえば」からは、実は具体的でくどいです。</p> <p>この部分を削除すると、その間には入れられるんです。</p>
B委員)	<p>「住まい方の提案など」は残したほうがいいのでは。</p> <p>(4)のタイトルなんですけど、「多様化した生活様式への対応」ではなく「多様化した生活様式への適合」のほうが、もう少し強調できるのではないかと思います。</p>
F委員・A委員)	<p>そうですね。</p>
F委員)	<p>タイトルと本文があまりにも重なりすぎると、くどいです。すぐ後ろに「多様化・細分化しており」というのが付いているから。</p> <p>ここのタイトルはくどいです。</p>
A委員)	<p>この段は確かにくどいですよね。</p>
F委員)	<p>ここのタイトルはくどいです。B委員は先程なんとおっしゃっていませんか。</p>
B委員)	<p>「住まいと暮らしのマッチング」とか「住まいと暮らしの適合」です。</p>
F委員)	<p>「住まいと暮らしのマッチング」でいいのではないのでしょうか。意味的には通じると思います。</p>
D委員)	<p>マッチングとはどういう意味ですか。読む方がそれぞれの知識で読み取り方が違うような言葉遣いはやめた方がいいと思います。</p>
B委員)	<p>そうであれば、「住まいと暮らしの適合」はどうか。</p> <p>ミスマッチが起こっていることが問題なんですから、それを合致させましょうということですから。</p>
F委員)	<p>マッチングを日本語に訳したらなんになりますか。</p>
A委員)	<p>なんにでもなる。その意味合いによりますね。</p>
B委員)	<p>やはり、「生活様式」というのが凄く気になります。「生活様式」というのは単身や高齢者世帯というだけではなく生活そのものの仕方が多様化してきているのですが、この「生活様式」というのは物凄く大きな意味に捉えられる</p>

	から、もとの私の原案のほうがよろしいのではないですか。
A委員)	「住まいと暮らしのマッチング」ですか。
F委員)	意味合いは大きくとは、想像力を働かせることが出来る。
D委員)	提案ですけれど、「住まいと暮らしの適合」でどうですか。
島会長)	今のご意見でよろしいでしょうか。
A委員)	サブタイトルも住まいになっていますからね。
島会長)	それでは、そこはそれで。
D委員)	<p>まとめて頂いた分は議論していないところが何箇所もあって、それはスルーしておられるんですよね。発言したものが必ずしも入れられていないというところがあるようなので、気になるところだけ。</p> <p>ひとつ引っかかっているのは、「障がい者」という言葉です。これは物凄く議論があって、議論のある言葉は使わないほうが良いというので省けないかなと思っているのです。それは例えば(1)に出てきます。これを書かない方法というのは、(1)の部分では「高齢者などが」で誤魔化してしまう。</p> <p>この言葉は凄く議論されているところなんです。障がい者団体からも差別だと怒られたり。法律用語で障害者という言葉を使うのだったら、そのまま使えばいいのに、あえてこういう言葉を使うので差別だと言われるので、使わない方法が良いのではないのか。使わないで誤魔化そうとすると「など」にして、色々な含みがあるという形にしておいたほうが良いのではないかとというのがひとつ。</p> <p>それから、「効率的な取り組み」というような行政用語は使わないほうが良いのではないのでしょうかと発言させていただいたのですが、何文字か削って「総合的な安全性を確保するなどの取り組みを期待する」というので良いのではないのでしょうか。</p>
B委員)	「など」が良いと思います。
F委員)	<p>たとえばというので、事例を示すのがいいのか。</p> <p>簡単に言えば「一面的な安全性の確保にとどまらず、バリアフリー化や耐震性能についても確認を行い住まいの総合的な安全性を確保する」にしておけばすっきりする。</p> <p>その上、「高齢者等の介護される生活を未然に防ぎ～」というのもくどいと思うので、これも「高齢者等の介護予防や自立した生活を持続できるための環境を整えること」のほうが良いのではないのでしょうか。</p> <p>その下、「あわせて、高齢者や障がい者～」のところは「あわせて、すべての人がくらしやすいユニバーサルデザインの視点に立った施策にも取り組んでいく必要がある」とすればどうでしょうか。</p>
B委員)	すっきりしますね。

F 委員)	<p>では、これで決定ですね。</p> <p>それから、(4) の 6 行目「たとえば～」も。</p> <p>こういう大綱的なものに事例はおかしいんですよ。</p> <p>だから、5 行目「選べる環境が望まれるようになってきている」を「選べる環境が必要であり」として「たとえば、サービス付き高齢者住宅などの～発信、誘導していくことも有効な手段となると考えられる」の 5 行を削除し、「豊かな住空間の実現には、住まいが～」と続ける。</p>
B 委員)	<p>少し長いので途中で「必要である」と切ったらどうでしょうか。</p>
F 委員)	<p>「～環境が必要である」と切るのですね。その次どう繋げるのですか。</p>
F 委員)	<p>「豊かな住空間」に繋げるか、間に何か入れるかしないと。</p>
H 委員)	<p>「それぞれのニーズを満たす住まい方の提案などを住情報として発信、誘導していくことも有効な手段となると考えられる」だけを残して最後「豊かな住空間の」にすれば。</p>
B 委員)	<p>2 つの文の頭「それぞれのライフステージに～」と「それぞれのニーズが～」は少しおかしいですね。</p>
F 委員)	<p>「それぞれのライフステージに応じた住まい方ができる多種多様な住宅の供給と住まいを選べる環境が必要であり、それぞれのニーズを満たす住まい方の提案などを住情報として発信、誘導していくことも有効な手段となると考えられる」。その次に「豊かな住空間の実現には～」と続けたらどうでしょうか。</p>
D 委員)	<p>切った方が良いと思います。「必要である」。また別項目として「住情報が必要です」と言う。そこを続けてしまうと、そこに全部かかってしまいますからね。</p>
F 委員)	<p>同じことだと思います。選べる環境が必要。だから、住まいの提案などを住情報として発信するのでは。</p>
D 委員)	<p>そこへかけてしまったら少しおかしいと思います。次の「豊かな住空間の実現には～」で、情報だけではないと言っているのに、そこへかけてしまうのは国語的に具合が悪いので、切ったらどうですか。</p>
B 委員)	<p>2 行ぐらいが読みやすく 4 行でも長いとは感じますが、せめて 4 行で切ってしまったらどうでしょうか。</p>
F 委員)	<p>間接文が無いのですよね。「必要である」から「それぞれ～」でいってしまうと。</p>
D 委員)	<p>そういった国語のレベルの問題は、事務局にお任せしましょう。</p>
F 委員)	<p>ではお願いします。それともうひとつ言っておいてよろしいでしょうか。</p> <p>(5) なのですが「大阪府においては～」はいらないと思います。</p> <p>3 ページの下から 1 行目からいきます。「千里ニュータウン地域は、短期間</p>

	<p>で大量に供給された住宅が一斉に更新時期を迎えている状況に加え、高齢化の進行によるコミュニティ活動の停滞も発生しており、まち全体での再生が課題となっている。これら地域ごとの取り組みのほか、市域全体で、住宅供給事業者が市民・行政とともにまちづくりを考えていくような仕組みを検討していく必要がある」。</p> <p>途中の「大阪府においては～図っていくことが重要となる」まではいらなと思うんです。これは吹田市の分ですから。</p>
B委員)	「市民・行政」？
F委員)	「市民や行政」でも良いですが。市民が入っていなかったの。それとその下が、「建物の維持管理は基より、管理組合の運営に対して指導や支援を行う事がますます重要となる」ではどうですか。
D委員)	「指導」はいらなと思う。
F委員)	それでしたら「対しても」の「も」はいらなと思います。私が言いたいのはここまでです。
J委員)	「大阪府においては～」はいらなとおっしゃいましたが、府営住宅の資産管理の活用をするための研究をされているのは大阪府ですよ。
F委員)	ただ、それも具体的なことなんですよ。
J委員)	でも、その活用するための研究が進められているということを入れるのであれば、「大阪府」は入れておかないとおかしくなります。この文を全部取っ払ってしまうのであれば別ですが。
F委員)	取っ払った方が良いと思います。
J委員)	でも、実際研究が進められており、これから吹田市はどうしていこうかなと考えていくのでしょうか。移管の話がありましたよね。そういうことを言っているのかなと思ったので。
F委員)	これもひとつの具体的な課題なんですよ。 だから必要ないかなと思いました。
J委員)	具体的だから全部やめてしまうか、大阪府のところだけやめてしまうか。
I委員)	文章をシンプルにしていく方向で話が進んでいるのですが、あまり具体的だからといって事例を全部省いてしまうと中身の無い提言や方針になってしまい迫力とか説得力とかが無くなるので、削りすぎるのもどうかと個人的には思います。皆さんがそちらの方が分かりやすいと言うならばそれで良いのですが。
D委員)	私も個人的にそう思います。かなり見通しがあって、できる部分は書いていても良いかなとも思います。
F委員)	では考えて下さい。私が言いたいのはそこまでです。 大体府営住宅もニュータウンだけではないですからね。川園にも岸部にもあ

	りますし。ニュータウンだけに固執してこれを述べているのは少しおかしいと思います。
D委員)	もうひとつ。管理組合の運営に対して指導・支援の「指導」ですが。別に市に指導して貰わなくても良いかなと思います。
F委員)	「指導」は省いてください。ただ、それだったら「対しても」の「も」は取ってください。
A委員)	管理組合は指導を受けているんです。研修会など、自分たちで出来ないことを教えて貰っている機会というのは多々あります。
J委員)	それが「支援」だと思います。 管理組合も自立していかなければならないので、指導よりも支援の中で多くを育てくれる方が良いでしょう。
A委員)	「指導」はどこに書いてあるのですか。
F委員)	私がさっきポロッと言っただけです。私は「対しても」の「も」に引っかかっています。本当は「様々な啓発や支援」でも良いのですが。
B委員)	「も」といれたのは、建物の維持管理は支援が必要ですが、維持管理の支援だけではなくて、管理組合の運営も支援してくださいよという意味で、「も」を入れました。
A委員)	それはいらないでしょう。
B委員)	いらなかったら、消してください。
A委員)	もうひとつ。さきほど読んで頂いた中でも読みにくそうにしていらっしやっただころが、3ページ目(5)の下から4段目の「商住工」というのがあるでしょう。これを読みにくそうにされていたので、「商工」と持ってきて「住」にしてはいかがでしょう。
F委員)	たとえば、「商工業と住宅が混在する」にしてはどうですか。
D委員)	商住混合とか工住混合と言います。なので、住が一番最後で「商工住」では。
島会長)	事務局どうですか。
木村主幹)	「住商工」が一般的かなと思います。
B委員)	住宅マスタープランですからね。
A委員)	そうですね。
島会長)	では、「住商工」ということで。 それでは平成23年9月20日付けで吹田市長から諮問されました「吹田市住宅マスタープランの改定にあたってのめざすべき住宅政策の方向性について」は、事務局の朗読に一部修正を加えたものを答申(案)とし、この案の確認を会長・副会長に一任いただき、答申書を取りまとめます。 各委員さんには、答申書の写しを送らせていただきます。

副市長	<p>諮問させていただきました「吹田市住宅マスタープランの改定にあたってのめざすべき住宅政策の方向性」ということで、熱心且つ活発なご議論をいただきながら貴重な提言をいただきまして、これから取りまとめいただきて答申をいただくこととなります。その答申を我々は真摯に受けまして尊重させていただきます、住宅マスタープランをより良きものにしていきたいというように考えております。本日は本当にありがとうございました。</p>
島会長)	<p>以上で、本審議会に提出されました諮問に対する審議を終了致します。続いて、その他として事務局からなにかありますか。</p>
木村主幹)	<p>住宅マスタープランの策定状況について報告します。</p> <p>お手元に、住宅マスタープラン策定の改定スケジュール案ということで、資料を配付させて頂きました。答申を受けて、これからパブリックコメントを実施させていただく予定をしております。パブリックコメントの時期ですが、1月の中旬から2月を予定しております。また、このパブリックコメントを求める際の資料がまとまりましたら、各委員さんの方へご報告したいと思っております。それとパブリックコメントが終了しましたら、市民さんからの意見にどのように対応していくかということを含めてご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p>
F委員)	<p>パブリックコメントを取る前に、またもう一回きちんと内容を見た方が良いと思うのですが。</p>
D委員)	<p>答申内容をまとめた案を配りますと言われたのではダメですか。</p>
F委員)	<p>いや、答申というか、本体の中身を。これをパブリックコメントするのですよね。</p> <p>個々具体的にどこまでということは、答申の中にあれもこれもと入れられるわけがないので。</p> <p>答申はスラッと纏めますが。</p>
木村主幹)	<p>この答申を受けて作成させていただきますので、まだ、中身の記述は全くできていませんが、パブリックコメントで資料として出させていただきたいような内容の構成案のイメージ、このような形で今後作業をさせていただきたいということで考えております構成案を、資料としてお配りしています。</p> <p>この中身、前半部分は現況等データの部分です。実際のマスタープランの中身になる後半は、答申を受けてから構成など具体的な施策の記述をさせていただくということで、これはあくまでイメージと捉えていただきたいのですが、この内容についてはパブリックコメントに至るまでの間、12月中旬に作成させていただいて、各委員さんにご報告させていただきたいと思っております。</p>

F 委員)	では、パブリックコメントの意見も入れて最終案を仕上げるということだと思いますが、私たちのマスタープランそのものへの意見はどうなるのですか。今日議論した答申案というのは、鑑文だけみたいなものですよね。実際どういう形で示していくのかという審議を、まともにさせてもらっていません。
山岸参事)	先程のご指摘についてですが、方向性を示していただきましたので、その方向性に基づいて新たな展開を含めた中で、パブリックコメントとしての案を提示していこうと思っています。その分は基本的に公表されますので、各委員の方に公表前に事前にお配りさせていただきます。最終的に2月におこなう審議会では、パブリックコメントで寄せられた意見と今回の審議会等で意見をいただいている部分を含めて、施策の展開等の素案を作って参ります。2月の時点の時に色々な具体的な中身について、こういった意見が審議会の中であったけれど、どのような取り扱いがされているのかということをご議論いただいて、再度最終の住宅マスタープランができてくるのかなと思っています。委員ご指摘のとおり、そういった意見をご議論いただく時間を設けたいと思っていますので、よろしくお願いします。
F 委員)	2月の第5回目だけで少なすぎる。
A 委員)	その前の1月の始めにやるのですか。
F 委員)	案の作成にそもそも我々は関わっていない。
A 委員)	5回目だったら、もう終わっている。
寶田部長)	<p>そもそも諮問いたしました主旨は、住宅マスタープランの根幹に関わる基本的な項目について中心的なところを審議会で議論いただき、答申をいただくということです。</p> <p>そして、それを受けて住宅マスタープランの本編を作成しようというものです。今ご意見をということでございますが、最終的な取りまとめの前に、答申をいただいた主旨と住宅マスタープランそのものの乖離がないかどうか、意見が十分反映されているかどうかというのを最終的にご意見いただく場を、2月に設けているということでございます。</p> <p>あくまでもマスタープランの中心部分をご議論いただいて答申をいただくということを、この審議会にお願いしたわけですので、その点ご理解いただきますようよろしくお願いします。</p>
F 委員)	<p>ということは、この内容が変わるということですね。</p> <p>どこがどのように変わったのか、きちんと教えてくださいね。</p>
寶田部長)	いただいた答申の本文ならびにご意見を、このマスタープランに入れていくということでございますので、当然漏れが無いように事務局として、また策定に関わる作業部会等でも議論をして策定していく所存でございますので、

	その点ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。
島会長)	よろしいですか。 それでは次回の開催日程をお願いします。
若林主幹)	次回の審議会は平成24年2月28日に開催をさせていただきたいと思いま す。
F委員)	それまでに一度開かなくて良いのでしょうか。
A委員)	私は、会長と副会長がいないとおっしゃるのであれば別に良いです。
D委員)	打ち合わせをしていないので、勝手なことを言ってしまったら怒ってくだ さい。 熱心なご意見があったので、答申案を以前にお渡ししたのと同じような調 子で、住宅マスタープランについてもパブコメ以前に皆様方の意見を反映 させる機会があっても良いのではないかと思います。ただ審議会を開いて というのは辛いので、書面による意見交換という形で、今回と同じように 若干こういう風に出していただいて、それがどうにもならないようなもの であったら審議会を招集して下さったら良いし、サクサクと事務的に流れ るような話であったらお任せしますというような形で、事前に委員の先生 方にお目通しいただく機会を作った方が良いんじゃないかと思います。今 回の議論のされ方からいくと。
F委員)	ペーパーを貰うだけではなくてというのは、ありますよね。
D委員)	説明に来て欲しいということですか。
F委員)	説明に来て欲しいというわけではありません。
D委員)	どのような格好がよろしいのでしょうか。
F委員)	実は、今回事前に資料をいただいた時に、頑張って考えていただけのた ろうなと思ったら、ものを言うのも失礼だしなと思って本日は来ています。
D委員)	我慢しないで下さい。 どうですかね、事前に見ていただくということでもいいですかね。
山岸参事)	ありがとうございます。副会長のご意見のとおり、できるだけ早く素案を まとめて送付させていただきます。また、委員の方から調整したいという ことがあれば、私たち住宅政策課の方で、とりまとめのためにご意見をお 伺いします。パブリックコメントを出す日程が広報で示されますので、期 間が限定されると思いますが、皆様方にはご協力の方よろしくお願いいたします と思います。
島会長)	それでは、以上で本日の審議会は閉会させていただきます。 ありがとうございました。

